

旭川医科大学大学院医学系研究科における研究指導計画等に関する申合せの一部を改正する申合せを次のとおり定める。

(令和7年9月18日大学院委員会申合せ)

旭川医科大学大学院医学系研究科における研究指導計画等に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学大学院医学系研究科における研究指導計画等に関する申合せ(令和3年11月2日大学院委員会申合せ)の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) 6 作成した計画書は、指定の期日までに<u>学務課大学院・留学生係</u>に提出するものとする。 7 指導教員と学生は、研究の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行うことができる。年度途中で研究計画又は指導計画を変更する場合は、変更後の計画書を<u>学務課大学院・留学生係</u>に提出するものとする。 8 休学により提出ができなかった学生の計画書は、休学期間終了後に作成し、<u>学務課大学院・留学生係</u>に提出するものとする。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年9月18日から施行し、令和7年8月1日から適用する。</u> 【改正理由】 令和7年8月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	(略) 6 作成した計画書は、指定の期日までに<u>学生支援課大学院・留学生係</u>に提出するものとする。 7 指導教員と学生は、研究の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行うことができる。年度途中で研究計画又は指導計画を変更する場合は、変更後の計画書を<u>学生支援課大学院・留学生係</u>に提出するものとする。 8 休学により提出ができなかった学生の計画書は、休学期間終了後に作成し、<u>学生支援課大学院・留学生係</u>に提出するものとする。 (略)